（記載第6-8号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年8月3日

木城町長　半渡　英俊

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				木城町区域	無	R2　～　R6	比木牟田会
○				木城町区域	無	R2　～　R6	田神ほたる会
	○			木城町区域	無	R2　～　R6	田神１集落
	○			木城町区域	無	R2　～　R6	田神２集落
	○			木城町区域	無	R2　～　R6	駄留集落
	○			木城町区域	無	R2　～　R6	石河内集落
		○		木城町区域	無	R2　～　R6	山の児
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	